

# 塩尻市社会福祉協議会 補助金の手引き

## 令和8年度 ボランティア版



社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会

### 【問い合わせ】

社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会

○地域福祉推進センター TEL:0263-52-2795 FAX:0263-53-5058

○ふれあいセンター洗馬 TEL:0263-51-5337 FAX:0263-52-8088

○ふれあいセンター広丘 TEL:0263-51-5070 FAX:0263-52-0670

○ふれあいセンター東部 TEL:0263-87-2931 FAX:0263-87-2932

## 【目次】

1. 事業の目的	.....	p1
2. 事業の財源	.....	p1
3. スケジュール	.....	p1
4. 補助金事業補助内容	.....	p2
5. 補助対象経費について	.....	p4
6. 対象事業の審査について	.....	p5
7. 地域福祉活動トライ事業補助金	.....	p6
8. 申請及び報告について		
(1)申請書について	.....	p7
(2)報告書について	.....	p10
9. よくある質問について	.....	p13

# 1. 事業の目的

地域福祉の推進のため、支部及び分会、ボランティア団体等が行う地域課題の解決、地域の繋がりづくりを目的とした事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助することを目的としています。

# 2. 事業の財源

地域の皆様からいただく会費、共同募金等を財源としています。

# 3. スケジュール

補助金の交付は年2回になります。スケジュールをご確認いただき、提出期限を守って申請してください。

**※実績報告書類は、令和9年1月以降に申請者のご自宅に送付予定です。**

申請書等様式は塩尻市社会福祉協議会ホームページでダウンロードできます。

URL <https://www.shiojirishakyo.or.jp/>

1 回目交付日程	
書類手続きの日程・内容	月 日
説明及び書類の配布	全体説明会(10 月末実施)
申請書提出期限	令和8年1月9日(金) 17時厳守
補助金審査	令和8年2月上旬
補助金交付・不交付内示決定通知送付	令和8年3月上旬
補助金交付(指定口座へ振り込み)	令和8年4月中
実績報告書提出期限 変更承認申請書提出期限 (1・2 回目ともに)	令和9年4月2日(金) ※事業内容や補助金額に変更がある場合は、早めのご連絡をお願いします。

※2回目の交付は 6 月中旬申請書締切、7 月末交付を予定しております。1 回目の申請状況を含め、予算の範囲内での交付となりますのでご了承ください。

## 4. 補助金事業補助内容

事業を行うことで地域の繋がりや地域の交流を図る活動について、その活動にかかる経費を補助します。対象事業は以下の3つの事業です。

※網掛け部は昨年度からの変更点になります。

### 1. 実践型事業補助金

事業内容	福祉イベント等の地域福祉活動をとおして、地域課題の解決を目指す。
事業主体	ボランティア団体
対象となる事業	地域課題の解決を目指す活動で、次のいずれかに該当する事業 ・地域の繋がりづくりを目的としたイベント ・孤立しない地域を目指した居場所づくり ・社会福祉の普及・啓発に係る活動 ・地域で見守りを必要とする者への支援活動 ・その他地域福祉を推進するために必要な活動
対象経費	5ページ参照
補助金額	1団体あたり1事業につき年額20,000円を限度に補助 ※2事業まで申請可

### 2. サロン型事業補助金

事業内容	住民が主体となり、地域の繋がりや集いの場づくりを目的にサロンを行う。
事業主体	ボランティア団体
対象となる事業	以下のすべてに該当するもの ①公民館、借家等住民が集いやすい場所で年1回以上の開催をするもの ②住民に広く周知し参加を募るもの ③地域で見守りを必要とする者の支援を目的としたもの ④参加費や会費を徴収することで自己財源の確保に努めるもの
対象経費	5ページ参照
補助金額	1団体当たり、1回3,000円、実施回数年10回を限度に補助 ※2事業まで申請可

※1. 実践型事業、2. サロン型事業は、合わせて2事業まで申請可能です。

### 3. 子育てサロン事業補助金

事業内容	住民が主体となり、未就園児とその家族を対象とした子育てサロンを行う。
事業主体	ボランティア団体
対象者	0～3歳の未就園児とその家族
対象経費	5ページ参照
補助金額	1団体あたり年額30,000円を限度に補助 ※1事業まで申請可

※区からの補助を除き、他の団体から補助のある事業は対象外です。

※申請の際は、補助金額以上の自己財源(参加費・会費等)を収支予算書に明記してください。

## 5. 補助対象経費について

補助対象経費についての内訳は以下のとおりです。申請の際は、内容を確認の上、予算書に必要な経費をご記入ください。

項 目	内 容
交通費・燃料費	電車及びバス等公共交通機関乗車賃、活動に要する自動車等に係る燃料費
郵送料	切手、ハガキ代
消耗品費	事務用品(ノート、鉛筆、封筒、用紙等)等
印刷費	資料及びチラシ等の印刷費
会場使用料	活動の会場となる施設の使用料や機材のレンタル料
原材料費	活動上必要な食材料費及び製作物に係る材料費
講師謝礼	研修会・講習会等に係る講師への謝礼 ※講師が団体の構成員の場合は対象外
備品購入費	備品購入費は1年以上継続して使用できるもの ※備品は1万円以上のものに対し、その半額を補助する
書籍購入費	活動に直接必要となる書籍代
その他	事業に必要な経費として社協が認めるもの※事前に要相談

※食料費は対象外となります。

## 6. 対象事業の審査について

補助金事業の交付の可否は、補助金審査会にて審査を行い、その意見をもとに判断、決定します。

審査会では皆様から提出いただいた申請書の内容をもとに審査を行いますので、以下の点を考慮いただきご記入ください。

審査基準	評価の視点
目的と事業の内容が明確になっているか	事業を通じて対象者に与える影響が具体的に記されているか
目的に対して内容が合っているか	目的を達成するための計画の内容・実施方法・スケジュールに妥当性、整合性があり、現実的か
地域や住民のために開かれた活動であるか	地域の住民に広く利用や参加の機会が与えられているか

※申請状況や予算の状況により交付が受けられない場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 7. 地域福祉活動トライ事業補助金

地域福祉活動トライ事業補助金は「地域のためにこんな活動してみたいな。」「こんな居場所があったらいいな。」といった想いを応援する補助金です。

### 【地域福祉活動トライ事業補助金】

地域福祉活動トライ事業に補助を行います。

項 目	地域福祉活動トライ事業補助金
事業主体	支部、分会、常会、個人、ボランティアグループ、企業 その他協議会長が認めるもの。 ※企業は、地域貢献であれば認める。
事業内容	地域課題の解決、繋がりづくりを目指す上記実施主体に事業費を補助する。 (1) 活動の実施によって地域課題の解決や、住民同士の繋がりづくりへの効果が期待されるものとする。 (2) 継続的な事業実施を目指すものとする。 (3) 政治・宗教活動を目的としないものとする。
対象者	地域住民
対象経費	上記実施主体が行う活動に伴う経費 (1) 初期費用(備品、部屋利用料等) (2) 消耗品 (3) 飲食に伴う費用 (4) 保険料
補助金額	実施主体に対し初期費用・運営費用として年額 22,000円を限度に補助 ※申請は初年度一回に限る。 ※予算の範囲内で補助する。
申 請	受付期間: 令和8年4月6日(月)～令和8年12月18日(金) 提出書類: 申請書・請求書 ※事業内容変更の場合は事業変更承認申請書の提出、補助金の精算が必要
報 告	提出書類: 実績報告書、事業内容のわかる写真やちらし 提出期限: 令和9年4月2日(金)
備 考	他の団体から補助のある事業は対象外とする。

申請には社協への事前相談が必要です。

「活動してみたいけど、何から始めたらいいのかわからない」等お気軽にご相談ください。

塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター 電話: 0263-52-2795

## 8. 申請及び報告について

### (1) 申請書について

#### ○申請に必要なもの

- ① 塩尻市社会福祉協議会ボランティア活動補助金申請書兼請求書
- ② 収支予算書

#### ○記入例(申請書兼請求書)

様式第1-2号 (第5条関係)

令和 ○年 ○月 ○日

### 塩尻市社会福祉協議会ボランティア活動補助金申請書兼請求書

(あて先) 塩尻市社会福祉協議会長

申請者	団体名	〇〇ボランティアグループ
	代表者名	〇〇 〇〇
	住所	塩尻市大門六番町4-6
	電話番号	0263-52-2795

次のとおり、令和8年度ボランティア活動補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

実践型事業     サロン型事業     子育てサロン    いずれかに☑をお願いします。

1 事業名	子育て情報シェア、啓発イベント
2 対象者	地域住民（主に子育て世帯）
3 解決したい地域課題	地域の子育て世代が集い、子育て世代が孤立しない地域を目指す。
4 事業の目的・効果	事業を実施することで、参加者同士が顔の見える関係性を構築し、互いに相談しやすい環境を整備する。
5 内容	講演会、子育て支援団体ブース出展、子どもの遊び場提供など
6 実施予定日	8/10
7 補助金申請額	20,000 円

2枚目もご記入ください。



# 収支予算書

団体名 〇〇ボランティアグループ

## 【収支予算書】

事業名 子育て情報シェア、啓発イベント

事業の種類はいずれかに☑をお願いします。(☐をクリックしてください)

事業の種類：  実践型事業  サロン型事業  子育てサロン事業 単位：円

収 入	区分	収入予定額	内訳
		ボランティア活動補助金	20,000
	自己負担	20,000	参加費500円×40人
	合 計	40,000	

事 業 費	経費区分		支出予定額	内訳
	対 象 経 費	会場使用料		10,000
講師料			5,000	
印刷代			5,000	チラシ印刷代
消耗品			10,000	紙、事務用品
小 計			30,000	
対 象 外 経 費	食料費		10,000	飲み物、お菓子
	小 計		10,000	
	合 計		40,000	

収支差額 0

## (2)報告書について

### ○報告に必要なもの

- ①塩尻市社会福祉協議会ボランティア活動補助金実績報告書
- ②収支精算書
- ③活動がわかるもの(チラシ・写真 等)
- ④団体の収支がわかるもの(決算書、通帳のコピー 等)

※補助金が余った場合は返還いただきます。手続きはお問合せください。

### ○記入例(実績報告書)

様式第5-3号 (第8条関係)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

#### 塩尻市社会福祉協議会ボランティア活動補助金実績報告書

(あて先) 塩尻市社会福祉協議会長

申請者

団体名	〇〇ボランティアグループ
代表者名	〇〇 〇〇
住所	塩尻市大門六番町-4-6
電話番号	0263-52-2795

令和 ○ 年度ボランティア活動補助金事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

実践型事業     サロン型事業     子育てサロン    いずれかにをお願いします。

事業名	子育て情報シェア、啓発イベント
内容	講演会、子育て支援団体ブース出展、子どもの遊び場提供など
事業実施日	8月10日
実施場所	集会所
参加人数	125人
事業の効果	参加者同士の顔の見える関係性が構築され、その後も相談し合える環境ができた。
添付書類	(1) 写真やチラシ等    (2) 収支精算書

2枚目以降にも報告欄があります。

# 裏面

団体名 〇〇ボランティアグループ

実践型事業     サロン型事業     子育てサロン    いずれかにをお願いします。

事業名	
内容	
事業実施日	
実施場所	
参加人数	
事業の効果	
添付書類	(1) 写真やチラシ等    (2) 収支精算書

実践型事業     サロン型事業     子育てサロン    いずれかにをお願いします。

事業名	
内容	
事業実施日	
実施場所	
参加人数	
事業の効果	
添付書類	(1) 写真やチラシ等    (2) 収支精算書

# 収支精算書

団体名 〇〇ボランティアグループ

## 【収支精算書】

事業の種類はいずれかに☑をお願いします。（☐をクリックしてください）

事業の種類： ☐ 実践型事業    ☑ サロン型事業    ☐ 子育てサロン事業    単位：円

収 入	区分	収入予定額	内訳
		ボランティア活動補助金	20,000
	自己負担	20,000	参加費500円×40人
	合 計	40,000	

事 業 費	経費区分		支出予定額	内訳
	対 象 経 費	会場使用料		10,000
講師料			5,000	
印刷代			5,000	チラシ印刷代
消耗品			10,000	紙、事務用品
小 計			30,000	
対 象 外 経 費	食料費		10,000	飲み物、お菓子
	小 計		10,000	
	合 計		40,000	
収支差額			0	

※団体の収支がわかるもの（決算書、通帳のコピー等）の添付をお願いします。

※事業の様子が分かる写真やチラシを添付してください。

※複数の事業を申請し、交付決定を受けた団体は、1 事業ごとに1枚の収支精算書の提出が必要です。  
団体の収支が分かるもの(決算書又は通帳のコピー)は1つで構いません。



## 9. よくある質問について

よくある質問について、以下に記載しました。申請の際にご参考ください。

Q1.新しい事業で申請したいのですが、申請できる内容なのかがわかりません。

A1.申請の前に社協の担当者へご相談ください。相談には予約が必要となりますので事前に地域福祉推進センター(0263-52-2795)へご連絡ください。

Q2.団体の構成員を対象に講師を呼んで研修会を行います。その講師謝礼は補助の対象となりますか。

A2.団体の構成員のみの研修会に対しての講師謝礼は補助対象外となります。構成員以外の地域住民も対象とした内容であれば申請が可能です。

Q3.収支予算書には補助金額以上の自己財源を明記するとありますが、自己財源とはどのような内容を指しますか。

A3.自己財源には、会費、参加費、寄付金等が挙げられます。社協の補助金はいくまで補助であるため、自己財源を主とした活動内容での申請をお願いしています。





令和7年10月作成